

# 越前加賀海岸国定公園の公園区域及び公園計画の変更に関する パブリック・コメントの実施結果について

## 1. 概要

平成23年8月18日（木）から9月16日（金）までの間、今回の変更に対する国民の皆様からのご意見を募集した結果について公表します。

また、中央環境審議会自然環境部会においても、これらの結果を報告します。

## 2. 変更に対する国民からの意見募集の結果

### 【意見提出数】

・電子メールによるもの 1通

### 【整理した意見総数】

・今回の変更案に係るもの 4件

### 【ご意見と対応方針】

資料1のとおり

## 3. 今後の予定

平成23年12月 中央環境審議会に変更案を諮問

平成23年12月 中央環境審議会より答申

平成24年2月 中央環境審議会の答申を踏まえ、変更内容を官報告示

## 越前加賀海岸国定公園の公園区域及び公園計画の変更に関するパブリック・コメントの実施結果

番号	ご意見の概要	件数	対応方針
1	<p>中池見湿地に植生復元施設（整備方針：農地周辺の二次的環境に生育する湿性植物群落を回復するための植生復元施設を整備する（水路の維持、水田の復元、ビオトープ整備等）。）を追加することについて、次の意見を提出する。</p> <p>1. 中池見湿地では、草刈り等をして整備した法面や畦や小水路を集中的にイノシシが掘り返して破壊してしまうことも目立つため、植生復元を行うためには、事前に、高さ2mの金属柵を外周に設置する等のイノシシ侵入防護対策が必要と考える。</p> <p>2. 中池見湿地では、アメリカザリガニによる植物への被害が目立つため、植生復元を行うためには、事前にアメリカザリガニ防除計画が必要と考える。</p> <p>3. 植生復元施設の実施方針中の「二次的環境に生育する湿性植物群落」とは具体的に何を指すのか。また、その群落を回復するための具体的な手段、目標及び方法を定めることが必要と考える。</p> <p>4. 植生復元施設の実施手として、広範な市民が参加できる植生復元協議会のような組織が必要である。そのような協議会組織において、中池見湿地の復元に関わるすべての市民と行政が、ルールの確認と情報交流を行い、同じ目標に向かい、多様なアプローチも可能にしながら、定期的に協議する必要があると考える。</p>	1	<p>植生復元施設の実施方針中の「二次的環境に生育する湿性植物群落」とは、水田耕作と結びつく形で生育する希少な水生植物（例えば、ミズアオイ、デンジソウ、ミズワラビ、イトトリゲモ等）の群落を意味します。</p> <p>今回、中池見湿地を新たに公園区域に編入し、公園計画として植生復元施設を位置づけることにより、国定公園事業として植生復元の取組を行うことができるようになります。</p> <p>御指摘のありましたイノシシ及びアメリカザリガニへの対策を含めた二次的環境に生育する湿性植物群落を回復するための具体的な手段、目標及び方法については、今後、敦賀市にて管理計画を策定する際に定められることとなります。</p> <p>なお、既に、公益財団法人日本自然保護協会が地域住民、中池見湿地の保全活動を行うNPO、専門家、行政機関等が参加した中池見湿地の保全行動計画策定のためのワークショップを企画し、平成23年10月から議論を開始したところであり、その成果も管理計画に反映されるものと聞いています。</p> <p>さらに、これらの議論に参加いただいた各主体を元に、植生復元施設の実施手となる、広範な市民が参加する協議会のような組織も、今後敦賀市にて作る予定です。</p>
2	<p>参考資料の表13に、指定植物一覧表が掲げられているが、植生復元施設との関連で、中池見湿地において復元に力を入れるべき湿性植物（具体的には、デンジソウ・ヤナギヌカボ・マルバノサワトウガラシ・オオカウキクサ・ヒメビシ・ミズトラノオ・ミズニラ・ミズアオイ・ミズトシロ・シソクサ・カキツバタ・トチカガミ・ヒツジグサ等）群落は、指定植物に含まれていない。</p> <p>復元に力を入れるべき湿性植物群落についても採取及び損傷を規制する法的措置が必要と考える。</p>	1	<p>今後、指定植物の再検討を行う予定としているため、御指摘の湿性植物については、その中で指定を検討して参ります。</p>
3	<p>今回の公園計画変更案では、利用施設計画として東浦海岸線道路（車道）を位置づけ、その整備方針として、「中池見湿地等の利用拠点の連絡路線として整備する。」との記載がある。</p> <p>東浦海岸線道路（車道）は、中池見湿地の西側を通っているが、この道路は天筒山と湿地を分断し、冬季の融雪剤の湿地への流入や景観の悪化など、湿地環境に悪い影響を与えている。</p> <p>現在、東浦海岸線道路（車道）からは中池見湿地に進入できないようにしているが、同道と中池見湿地との連絡路線を整備することに関しては原則的に反対である。</p> <p>そのような整備を行えば、今まで以上に、外来種が侵入し湿地の荒廃が進むと危惧される。そのため、外来種侵入防止の手立てを講じてから進入路として利用可能かを検討すべきと考える。</p>	1	<p>東浦海岸線道路（車道）の整備方針では、「東浦地区の沿線の優れた海岸を展望するとともに、同地区の各水泳場、中池見園地等の利用拠点の連絡路線として整備する。」と記載しています。</p> <p>これは、東浦海岸線道路（車道）と中池見湿地とを連絡する進入道路を新たに整備するという趣旨ではなく、中池見湿地、鞠山野営場及び水泳場、田結野営場及び水泳場、赤崎野営場及び水泳場、江良水泳場並びに五幡水泳場といった各利用拠点を連絡する道路として既に整備されている路線を公園計画に位置づけるという趣旨です。</p> <p>なお、東浦海岸線道路（車道）において、冬季に使用される融雪剤が湿地に流入し、悪影響を与えているのではないかと御意見につきましては、必要に応じ、関係者が協議し、対応を検討して参ります。</p>
4	<p>中池見湿地に、中池見周回線道路（歩道）（整備方針：中池見湿地の自然観察ルートとして探勝歩道を整備する。）を追加することについて次の意見を提出する。</p> <p>1. 当該歩道の起点である樫曲には駐車場やトイレがないため、整備する必要がある。</p> <p>2. 当該歩道の西側に東浦海岸線道路（車道）と平行する区間があるが、これは、現在工事用仮設道路となっている箇所を、そのまま歩道として利用するように読み取ることができる。</p> <p>仮設道路は天筒山からの水の流れを分断して植生復元の妨げになっており、水路の確保と矛盾するのではないか。また、仮設道路の存在が湿地の泥炭層に悪影響を与えており、一部では沈下して水没しており、そのまま利用することができない。</p> <p>泥炭層を守るために仮設道路は撤去し、仮設道路を利用しないような歩道のルートを設定すべきと考える。</p>	1	<p>当該歩道の起点における駐車場やトイレの整備については、今後、公園計画策定後、福井県が事業決定を行う際に、ご意見を踏まえて検討します。</p> <p>また、当該歩道は、中池見湿地の中核部を周囲から広く見渡すことができるように、また、探勝した後に利用拠点である博物館施設に戻ることができるように、周回させる計画としております。</p> <p>なお、工事用仮設道路の取り扱いにつきましては、今後、御意見を踏まえ、関係者で検討して参ります。</p>